

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（131）」

2. 日 時：平成29年4月25日 13時30分～16時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階南企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備管理グループ 課長

他6名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「58条 計装設備」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。
- フォールトツリー図において、重大事故対処設備の抽出が妥当であることを説明すること。
 - 「代替淡水貯槽への補給」の手順において、水源と代替淡水貯槽の距離等が最短となる組み合わせを優先するとしているが、具体的な組み合わせ（種類）及び考え方を整理して説明すること。
 - 「重大事故等対処設備」及び「自主設備」について、系統図に表した設備との関係を明確にすること。
 - 要求事項【d）各水源からの移送ルートが確保されていること】に対し、各手順におけるポンプの配置、ホースの敷設ルートについてどのように対応するか整理して提示すること。
 - あいまいな記載となっている部分（手順の着手条件、設備の43条適合状況等）について明確化すること。
 - 上記の明確化について、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における他の条項に対しても展開し実施すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし